

マンション名 住戸番号	チュリス東久留米	棟 405号室
所在地	東久留米市本町1-4-29	
修繕積立金総額 2025年12月31日現在	40,572,525 円	
管理費等 固定請求月額 (売却依頼主負担額) 33,300 円 2026年01月01日現在	管理費 14,400 円 修繕積立金 18,900 円	
売却依頼主滞納額 0 円 延滞損害金 0 円 2026年01月31日現在 (2026年01月分迄)		
その他事項	<ul style="list-style-type: none">・ 建築年次：平成9年竣工・ 駐車場(機械式)：月額15,000円 空き有り(寸法制限あり)(2026年1月末現在) ※工事の予定あり(時期は未定)駐車場詳細についてはご連絡ください・ 駐輪場：月額200円 空き有り(2026年1月末現在)・ トランクルーム：月額2,000円 空き無し(2026年1月末現在)・ トランクスペース：月額500円 空き無し(2026年1月末現在)・ バイク置場：管理規約には表記があるが、現在は廃止(2012(平成24)年12月廃止)・ ルーフバルコニー・バルコニー：使用料無し・ 専用庭、集会所：無し・ 1階に店舗あり・ 管理費等の支払方法：翌月分を当月28日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に口座振替(三井住友銀行のみ・支店は問わず)・ 管理費等の改定：改定(値上げ)2021年10月分から・ 管理費等の減免措置：特定の区分所有者に対する管理費等の減免措置は無し	
宅地建物取引業法第35条第1項5号の2、同法施行規則第16条の2の定め、昭和63年建設省経動発89号、平成4年建設省経動発106号、住管発第5号、平成8年建設省経動発第23号による当該マンションの取引に係る重要事項等については、上記の通りです。尚、この報告は、当該マンション管理組合と当社の間で締結している管理委託契約書の定めに基づくものです。また建物の区分所有等に関する法律第33条第2項、第66条の規定により当該マンションの利害関係人は管理規約等の閲覧請求権があることを申し添えます。		
2026年01月26日	登録番号 国土交通大臣 (3)第03379号 103-0013 住所 東京都中央区日本橋人形町 3-3-3 管理会社 株式会社 グッドライフパートナーズ 東京業務課・会計課 作成者 李 楽萌・内田 達也	

重要事項に係る調査報告書

発行No. 1898 - 2

マンション名 住戸番号

チュリス東久留米

棟 405号室

- ・マンション全体の滞納額：40,900円（2026年1月末現在）
（内訳/管理費：16,800円 修繕積立金：23,200円 駐輪料：400円 トランクスぺース：500円）
- ・アスベスト使用の調査：駐車場の天井のみ調査済
- ・耐震診断の調査：未実施
- ・対象住戸の使用制限：住居用に限る
- ・フローリング可（現状もフローリング）：変更の際には建物営繕工事届を提出すること
- ・TV：J-COM
- ・インターネット：NTTフレッツ光回線 導入済み
- ・ペット：飼育禁止
- ・管理員：不在（巡回管理）(株)ゲットライフパートナーズへ管理委託（事務・清掃・設備）
- ・マンション内の事件、事故等は管理会社では把握しておりません。
- ・管理組合の金融機関からの借入金：無し